

市バス・地下鉄友の会会報誌「トラフィカ通信」制作業務委託に係るコンペ実施要領

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
市バス・地下鉄友の会会報誌「トラフィカ通信」制作業務
- (2) 業務の趣旨・目的
市民の皆様やお客様に市バス・地下鉄事業への理解を深めていただけるような会報誌を発行する。
- (3) 業務の内容
会報誌「トラフィカ通信」を年間2回発行し、会員に発送する。
サイズ、部数等は、別紙仕様書のとおりとする。
- (4) 納品日
平成26年12月頃及び平成27年3月頃
- (5) 委託金額の上限
1,337,000円（消費税及び地方消費税を含む）※送料含む。

2 応募資格

京都市の競争入札参加資格を有する事業者とする。(以下(1)から(5)に該当する事業者は除く。)

- (1) 競争入札参加停止を受けていないこと
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと
- (4) 次に掲げるものを滞納していないこと（京都市外に本社を有する事業者については、ウ及びエは要件として問わない）
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 京都市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

3 応募手続き

企画提案参加申請書及び企画提案書の提出後、交通局企画総務部総務課の受領をもって本コンペへの参加応募があったものとする。

- (1) 提出方法 持参又は送付
- (2) 提出期限 平成26年10月30日(木) 午後5時（郵送の場合は必着）
- (3) 提出部数 2部
- (4) 提出場所 京都市交通局企画総務部総務課
〒616-8104
京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京5階
電話 075-863-5035
- (5) 留意事項
 - ア 提出のあった企画提案書は返却しないものとする。
 - イ 本件については、京都市の競争入札参加資格を有する事業者を対象としているため、企画提案参加申請書に記載している「2 添付資料①②③④」の提出を省略できる。

4 企画提案書の構成（様式任意・A4判）

(1) 「トラフィカ通信」提案書

ア 「トラフィカ通信」構成案

P 1 表紙

P 2～P 5 特集

P 6～P 8 毎号恒例の記事

P 9～P 10 交通局事業の紹介ページ

P 11 編集後記，お客様からのご意見紹介など

P 12 広告枠

イ 「トラフィカ通信」誌面サンプル

ウ 特集記事の内容（2回分）

※市バス・地下鉄のファンが楽しんでいただける内容を提案して下さい。

エ 交通局事業の紹介ページ

※局の事業紹介案や，新たな会員限定の参加型イベントの企画案などについて提案して下さい。

(2) 見積書（税込）

5 契約の解除

- (1) 業務内容に記載の条件の違反があったときは，契約の一部又は全部を解除し，委託料の支払いをしないか若しくは委託料の一部又は全部を返還していただく場合がある。
- (2) 上記の(1)により契約を解除した場合，損害賠償又は違約金を求める場合がある。

6 失格の条件

以下の条件の一に該当する場合は失格になる場合がある。

- (1) 企画提案書の提出方法，提出先，提出期限に適合しない場合
- (2) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽内容が記載されている場合
- (4) 応募資格があると偽った場合，又は応募資格を失った場合

7 受託業者の決定方法

- (1) 受託業者の決定は，当局で設置する事業者選定会議において行う。
- (2) 受託業者の決定に当たっては，提案内容を精査し，価格のみの判断でなく，総合的な評価で選考し，決定する。
- (3) 選定結果は，全ての提案者へ通知する。

8 受託業者決定の取り消し

次のいずれかに相当する場合には，決定を取り消すことがある。

- (1) 応募資格があると偽った場合又は応募資格を失った場合
- (2) 企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

9 その他

- (1) 企画提案書作成に要する費用等，今回の応募に係る一切の費用は参加者の負担とし，企画提案書は返却しない。
- (2) 著作権の取り扱い
 - ア 決定した業者の企画提案書に係る著作権の帰属は契約書により定める。ただし，契約締結前であっても提案者に帰属する。
 - イ 決定されなかった業者の企画書に係る著作権は，提案者に帰属する。
- (3) 今回のコンペの効力は2年とし，毎年度契約するものとする。27年度の契約については，当局が必要を判断した場合は見直しを行う。また，27年度の予算が確保できなかった場合は，契約はできない。
- (4) 再委託しようとするときには，京都市交通局契約規程第44条及び契約書の規定に基づき，あらかじめ文書による承諾を受けなければならない。